

悪臭測定業務仕様書

1. 業務の目的

本業務は、つがる西北五広域連合（以下「連合」という。）が保有している中央クリーンセンターから排出される、排ガス・臭気が、生活環境に支障を及ぼさないようにするために検査することを目的とする。

2. 一般概要

- 1) 業務の名称 悪臭測定業務
- 2) 履行期間 契約締結日翌日から令和8年12月25日まで
- 3) 業務場所 中央クリーンセンター敷地内
- 4) 業務内容

次に掲げる項目について、測定するものとする。

検査内容	年間回数
処理水悪臭測定	1回（9月、11月のいずれか）
悪臭測定（敷地境界線）	2回（9月、11月）
悪臭測定（機体排出口）	1回（9月、11月のいずれか）

3. 測定基準及び方法

(1) 敷地境界線における測定

測定項目：特定悪臭物質の濃度

基準値：別紙「青森県悪臭規制基準」に準拠

測定方法：環境大臣が定める方法に準拠

(2) 排出口における測定

測定項目：特定悪臭物質の濃度

基準値：排出口の高さに応じた基準値

※排出口の実高さが15メートル以上の施設：臭気排出強度

※排出口の実高さが15メートル未満の施設：臭気指数

測定方法：悪臭防止法施行規則第6条の2に準拠

(3) 処理水における測定

測定項目：特定悪臭物質の濃度

基準値：別紙「排出水臭気指数基準」に準拠

測定方法：悪臭防止法施行規則第6条の3に準拠

1) 処理水悪臭測定

測定回数 年1回

測定項目	計量方法
硫化水素	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第2
メチルメルカプタン	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第2
硫化メチル	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第2
二硫化メチル	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第2

※上記の方法又はこれと同等の検査方法で行う。

2) 悪臭測定(敷地境界線)

測定回数 年2回

測定項目	計量方法
アンモニア	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第1
メチルメルカプタン	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第2
硫化水素	
硫化メチル	
二硫化メチル	
トリメチルアミン	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第3
アセトアルデヒド	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第4
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第5
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第7
スチレン	
キシレン	
プロピオン酸	昭和47年5月30日環境庁告示第9号 別表第8
ノルマル酪酸	
ノルマル吉草酸	
イソ吉草酸	

※上記の方法又はこれと同等の検査方法で行う。

① 悪臭測定の試料採臭は、敷地境界線上4地点で行う。

② 試料の採臭日は、天候、風(強風)、周辺の状況等(測定に影響を及ぼす恐れがないか)を協議して決定する。

3) 悪臭測定(気体排出出口)

測定回数 年1回

測定項目	計 量 方 法
アンモニア	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号 別表第 1
硫化水素	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号 別表第 2
トリメチルアミン	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号 別表第 3
プロピオンアルデヒド	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号 別表第 4
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号 別表第 5
酢酸エチル	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号 別表第 6
メチルイソブチルケトン	
トルエン	昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号 別表第 7
キシレン	

4. 業務遂行日

業務遂行日は、連合と協議の上、決定するものとする。

5. 報告書

業務を完了したときは、その都度延滞なく連合に対して検査報告書を2部提出しなければならない。

報告書には以下の事項を必ず記載すること

1) 施設情報

- ・施設名称：中央クリーンセンター
- ・施設所在地：五所川原市大字高瀬字一本柳1番地
- ・検査実施日

2) 検査情報

- ・採臭日時（年月日、時刻）
- ・採臭地点
- ・採臭者名

3) 測定結果

- ・検査項目
- ・測定値
- ・測定単位
- ・基準値（該当する場合）
- ・適合/不適合の判断

（検査の数値が基準を満たしていない場合には、受託者は当日中に連合に連絡すること）

4) 分析情報

- ・分析方法
- ・測定機器
- ・検査機関名

6. 業務内容の変更等

業務内容又は業務期間の変更がある場合には、協議して決定する。

7. 損害賠償責任等

業務の実施に関し、第三者に損害を与えたとき、又はこの契約が解除された後においても損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

8. 秘密の保持

委託業務の実施に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ただし、測定結果及び報告書の内容は、法令に基づく報告義務を妨げない。

9. その他

この仕様書に明記なき事項については、協議の上決定する。